改正後	改正前
二～九　（略）	二～九　（略）
（削る）	十　雇用保険法第六十一条の四第一項の規定により支給される育児休業給付金
十　雇用保険法第六十一条の四第一項の規定により支給される介護休業給付金	十一　雇用保険法第六十一条の六第一項の規定により支給される介護休業給付金
十一　雇用保険法第六十一条の七第一項の規定により支給される育児休業給付金	（新設）
十二　（略）	十二　（略）
6～8　（略）	6～8　（略）

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、令和二年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令の施行の際現に提出され、又は交付されているこの省令による改正前の雇用保険法施行規則の様式（次項において「旧様式」という。）により提出されている書類は、この省令による改正後の雇用保険法施行規則の様式によるものとみなす。

2　この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

○厚生労働省令第七十九号

社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）第二条第一項第一号の三の規定に基づき、社会保険労務士法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年三月三十一日

厚生労働大臣　加藤　勝信

社会保険労務士法施行規則の一部を改正する省令

社会保険労務士法施行規則（昭和四十三年厚生省労働省令第一号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
別表（第一条関係）	**別表**（第一条関係）
一～二十三　（略）	一～二十三　（略）
二十四　労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和四十一年法律第百三十二号）に係る申請等　第四条第一項第五号の失業の予防として行う給付金に係る申請、第十八条第五号の給付金に係る申請及び第二十七条第一項の大量雇用変動の届出	二十四　労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和四十一年法律第百三十二号）に係る申請等　第十八条第五号の給付金に係る申請及び第二十七条第一項の大量雇用変動の届出
二十五～四十一　（略）	二十五～四十一　（略）
四十二　育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）に係る申請等　第三十条の給付金に係る申請、第五十二条の五第一項の調停の申請及び第五十三条第四項の委託募集の届出	四十二　育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）に係る申請等　第五十二条の五第一項の調停の申請及び第五十三条第四項の委託募集の届出
四十三～五十六　（略）	四十三～五十六　（略）

附　則

（施行期日）

1　この省令は、公布の日から施行する。

（女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令の一部改正）

2　女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令（令和元年厚生労働省令第八十六号）の一部を次のように改正する。

第八条の表改正前欄及び改正後欄の社会保険労務士法施行規則別表第二十四号中「第十八条第五号の給付金に係る申請」を「第四条第一項第五号の失業の予防として行う給付金に係る申請、第十八条第五号の給付金に係る申請」に改める。